

(供述調書等継続用紙)

| | |
|--|---|
| 捜査メモ複写報告書 | |
| (平成29年7月11日付、 [REDACTED]) | |
| 令和3年6月25日 | |
| 警視庁公安部外事第一課長 | |
| 司法警察員警視正 | [REDACTED] 殿 |
| 警視庁公安部外事第一課 | |
| 司法警察員警部補 [REDACTED] | |
| 被告会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反(無許可輸出)被告事件につき、平成29年7月11日作成の [REDACTED] 株式会社から聴取した内容を記録した捜査メモを複写した結果は、下記のとおりであるから報告する。 | |
| 記 | |
| 1 複写年月日 | 令和3年6月24日 |
| 2 複写者 | 本職 |
| 3 複写対象物 | 平成29年7月11日付、 [REDACTED] 株式会社から聴取した内容を記録した捜査メモ |
| 4 措置 | 当課備え付けの複写機で複写し、本報告書末尾に添付することとした。 |
| | |
| | |

警 視 庁

平成 29 年 7 月 11 日 (火)

| | |
|---|------------------------|
| メ モ | 担当者 巡查部長 [redacted] |
| [redacted] 株式会社 [redacted] | |
| <p>1 聴取日 平成29年7月10日 午前10時00分から午前11時30分までの間</p> <p>2 聴取場所 [redacted]</p> <p>3 聴取者 [redacted] 警部補、 [redacted] 警部補、 [redacted] 巡查部長</p> <p>4 聴取内容</p> <p>(1) 業務内容について 当社では、噴霧乾燥器のみならず、それに付随するCIP（自動洗浄システム）等の設備を含めたシステム設計等のエンジニアリングを行っている。全体のシステムとして見積もりをし、噴霧乾燥器やポンプといった機器を各メーカーから取り寄せて、現場で設置を行っている。 [redacted] こ れまで輸出をしたことはない。</p> <p>(2) 噴霧乾燥器について [redacted] [redacted] 当社の競合相手としては、大川原化工機、 [redacted]、 [redacted] あたりになる。 [redacted]</p> <p>(3) CIPについて CIPはそれまで製造していた製品が後に製造する製品に混ざらないようにすることを目的として行われるが、主に食品関係や医薬関係で使用され、化成品やセラミックのように口に入るものでなければあまり使われない。また、CIPは生産機のようなある程度大型のものに使われるが、ラボ用等の小型のものは分解して手洗浄すれば済むので、CIPは使用されない。 乾燥室の洗浄はアトマイザ（乾燥庫上部にある噴霧装置）を外し、洗浄ノズル（ロータリーノズル）に付け替えて行う。 [redacted]</p> <p>配管の洗浄は、水や洗浄液が水平方向や配管の曲がった部分に行き渡りにくいいため、あらかじめ据え付け型の洗浄ノズルを設置したり、CIP用にシャワーノズルが使用できるように穴を開けておく。</p> <p>(4) 図面について</p> | |

(5) 機器の滅菌・殺菌について

輸出規制の条件にある滅菌・殺菌の位置づけがどのようなものかわからないが、CIPによる洗浄でも殺菌になるだろうし、洗浄後に残った水分を乾燥させるために乾燥器を空焚きのように運転させるので、熱によっても殺菌ができるのではないか。